地域と人権

2/15 2017 No.1169

毎月15日発行
1972年9月18日　第三種郵便物認可
全国人権連ホームページ
http://zjr.sakura.ne.jp/

2017年
第13回地域人権問題全国研究集会のご案内
日時：11月17日（金）～18日（土）
全体会会場：ウィルあいち（17日）

全国人権連

人権と部落（同和）問題セミナー

「部落差別」固定化法の実効化阻止へ

全国人権連は1月26日、都内で「人権と部落（同和）問題セミナー」を開催。さきの臨時国会で成立した「『部落差別』固定化法」（部落差別解消推進法）の問題点を学び、同法を始動させない各地の取り組みを交流しました。

セミナーでは丹波正史議長が「固定化法を許さないたたかいの出発点になる学習会にしたい」と開催の意義を強調。元大阪経法大学法学部教授の奥山峰夫氏が「『部落名簿』問題を考える―部落問題解決にかかわって」で講演したあと、大阪、兵庫、福岡から各地報告があり、質疑応答で意見交換をしました。

「部落地名総鑑」で就職差別を受けた人がいたかは疑問と話す奥山峰夫氏＝1月26日、都内

セミナーの主催者あいさつで丹波議長は、2017年を安倍内閣の憲法改悪、共謀罪画策、格差と貧困阻止の1年にしようと前置き、①人権連運動の新しい裾野を広げてきた部落差別固定化法を許さないたたかいを発展させる②「解同」の人権侵害救済法の画策を阻止③部落差別の残存を強調し、国民に誤解を与えている公益財団法人人権教育啓発推進センターのパンフレット『アイユ』の批判を重視したたたかいが必要と訴えました。

講演で奥山氏は、そもそも『部落地名総鑑』は1974年11月の八鹿高校事件が契機になって発行されたと指摘。同氏は地名総鑑事件の経過にふれて、八鹿高校事件の翌75年11月に『人事極秘・部落地名総鑑』発行のチラシが「解同」大阪府連に送られてきて発覚した。同大阪府連の記者会見を受け総務庁長官と労働大臣の談話、12省庁事務次官による経済5団体に対する要請、大阪法務局長の購入企業への勧告など、行政の一連の事後対策で『「部落地名総鑑」が悪質な部落差別文書』という評価が定着したという。

77年4月に「解同」から確認・糾弾された発行編集者のT氏は発行の意図を「八鹿高校集団暴力事件を千載一遇のチャンスととらえた」という。発行案内チラシは「八鹿高校暴力事件、リンチ事件が発生して社会問題になっているが、これはいち高校の問題ではなく企業においても起こりえないと断言できません」と企業の不安を煽り、当の「解同」さえも「的を射ており、買う人たちの気持ちをうまくつかんでいる。八鹿高校の問題も出ているし」とチラシの宣伝文を評価したほどと紹介。

奥山氏は「地名総鑑によって就職差別を受けた人はいたのか疑問」として、最後に「部落問題解決の指標は、非科学的な認識や偏見にもとづく言動がその地域社会で受け入れられない状況がつくりだされる（全解連第16回大会決定の4つに指標）ことではなかろうか」と講演を締めくくりました。

各地報告では大阪の谷口正暁民権連委員長が「解同」が同法を利用して策動をはじめているが、大阪の実態は「部落」も「部落問題も存在しない」として、法廃止の運動をすると報告。兵庫の前田武事務局長は、廃案を求める連絡会を結成し、署名・衆参法務委員へ要請した。「解同」が自治体に同法の具体化を求めていることを告発、条例化阻止・法の廃止に全力を挙げると決意。福岡の植山光朗事務局長は同法の廃止を県下全自治体に要請、同和新法廃止には腹を据えて取り組むと述べました。

（各地報告の要旨は4面で紹介）

第7期第1回拡大幹事会ひらく
固定化法廃止を 全会員のものに

第7期第1回拡大幹事会＝1月26日、都内

全国人権連は第7期第1回拡大幹事会を開き、「『部落差別』固定化法」反対運動の総括と今後のたたかい、第13回全国研究集会（愛知＝開催）など、当面する諸課題を議論しました。

冒頭、丹波議長は「固定化法反対の取り組みではマスコミ、国会議員への働きかけを重視。部落問題の実態は解決の流れにあることを市民に伝えることを組織として意識的に追及する」とあいさつ。

議案提案で新井直樹事務局長は「固定化法反対運動の総括と今後のたたかい」にふれて、同法案は自民党らの3度の強行採決を阻止し、参議院法務委員会の参考人質疑を実現させ、附帯決議を引き出したことは国会内外の反対運動の大きな成果と報告。今後のたたかいでは①政治的に廃止させるために、国会内反対政党の伸長と多数派形成を目指す②地方での法逸脱・乱用を防ぐために参考人質疑で提案者が「糾弾はしない、財政出動はない、旧地区・住民を対象にした実態調査はしない」との弁明を周知徹底、衆参の附帯決議を遵守させる運動を強調しました。

質疑では「会員が法の内容をよく理解し、反対運動にとりくめるようにしてもらいたい」「法廃止の要求であれば、国に法施行のガイドラインをもとめていいのか」との意見がだされ、同事務局長は「法の問題点を一般にもわかり易くコンパクトにまとめ、国と地方の役割分担と係わり附帯決議で抑え込んでいく」との考えを示しました。

大分で人権連発足

1月28日、大分県宇佐市の四日市コミュニティセンターで大分県地域人権運動連合会が正式に発足。会長に西郡均氏、事務局長に用松律夫氏が就任しました。

この日、人権連宇佐市協議会と由布市協議会も発足。中津市と豊後高田市では準備中です。

発行　全国地域人権運動総連合　〒116-0003 東京都荒川区南千住2-16-6 TEL(03)5615-3395 FAX(03)5615-3396
CHIIKI to JINKEN
頒価1部148円（送料62円）1ヵ年2520円（送料含む）
郵便振替　00190-7-371125

2016年度 政府交渉

全国人権連は、1月27日に各省庁と交渉。部落差別解消法の乱用防止ガイドラインの早期作成、TPP撤退、部落問題の教科書記述の見直しなどを要求しました。

法務省

「部落差別」固定化法解釈の「解同」が既に乱用　ガイドライン作成を

法務省と交渉

法務省人権擁護局との交渉は、丹波正史議長、吉村駿一副議長、新井直樹事務局長等17名が参加。省は森本加奈総務課長をはじめ人権啓発課長、人権救済課長等が応対しました。

要求内容では先ず、12月16日に公布された「部落差別解消推進法」について、「部落差別」の定義がなく具体的実施が不能とする立場から省の見解を求めました。また参議院附帯決議は「過去の民間運動団体の行き過ぎた言動等、部落差別の解消を阻害していた要因を踏まえ、これに対する対策を講ずることも併せて、総合的に施策を実施すること」「教育及び啓発により新たな差別を生むことがないように留意しつつ、それが真に部落差別の解消に資するものとなるよう、その内容、手法等に配慮すること」「国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するための部落差別の実態に係る調査を実施するに当たっては、当該調査により新たな差別を生むことがないように留意しつつ、それが真に部落差別の解消に資するものとなるよう、その内容、手法等に慎重に検討すること」の3点について、それぞれどのように受け止めているのか、法の解釈を明らかにすることを求めました。

法に記された「部落差別」について省は、これまで「同和問題」という用語を用いており、法は同和問題に関する差別を念頭にしているとの理解を示しました。また「行き過ぎた言動」について仮にあれば新たな差別を生むものとなる。教育啓発は行政機関の主体性中立性の確保が求められる。「実態に係わる調査」は内容の検討の方法も含め考えていると回答。

参加した大分県宇佐市の議員から1月20日、市との話し合いで解放同盟は「同和地区住民」の学歴や年収の調査を要求し、市は「県に実施を求める」と回答したことを取り上げ、法の乱用が既に生じていると省に事実確認を求めました。省は「法律上調査は国が行うもの」と回答し調査を約束しました。参加者は自治体や国民に混乱が生じないよう、国は早期に法や附帯決議の解釈を明らかにすべきだと迫りました。

群馬県連の代表は、12月はじめに渋川市内で標柱に落書きがされた事に対し、前橋法務局は市の相談に対して広報への掲載を指導した問題を取り上げ、「差別事象ではない」ものだと、指導の撤回を強く求め、省は事実確認を約束しました。

また公益財団法人人権教育啓発推進センターの広報誌「アイユ」は1月号に法成立の意義を掲載し、「差別落書き」も続出との認識を示すなど誤った理解が拡散されていると指摘し、同和問題パンフ類の中味や人事も含め、センターの公正・中立を指導することを強く求めました。

渋川市の一器物破損された道標一

農林省

「これ以上米づくりは続けられない」　戸別所得補償の復活を要求

農林省と交渉

農林水産省との話し合いは、橋本忠巳副議長、加藤哲生常任幹事、他各県代表10名が参加、省側は武藤誠課長補佐、他9名の職員が対応。

TPP合意内容に関して、「農産物重要5品目関税撤廃」について、基本的には維持確保できたとの報告あり。しかし国会で農水大臣も「無傷なものは一つも無い」と認めている。トランプ大統領のTPP協定から脱退の大統領令で、2国間協議による圧力が大いに懸念される。農家経営はさらに不安定になり、先行き不安が予想される。TPPからの離脱・日米FTA拒否と日本の農業に国からさらなる制度・援助を強く要望する意見が出されました。

米価暴落で「これ以上米づくりは続けられない」という声が農村でわき起こっています。さらに2年後に経営安定対策が廃止されることから、戸別所得補償制度の復活を求めました。

農業、林業の従事者は高齢化が進み、コミュニティ確保が難しくなっています。過疎集落の現状把握をして、その対策を要望。省側から、小さな拠点をつくり、国交・農水でコミュニティ3000ケ所作る計画。地方創生支援金1000億円の活用、地域の話し合いでビジョンの方向付けするなどの支援があると紹介。

耕作放棄地の現状調査を要望。それが鳥獣被害の原因にもなっていると、埼玉、三重などから、イノシシ、鹿、たぬき、さるなどの被害の現状が報告されました。

土地改良や施設建設などで、小規模共同施設の利用など、補助率が内容によって、割合が異なる制度もあるので、それを利用して地元負担を軽減できると回答。関連して、上流で土地改良事業を実施すると、下流の方は8年間変更ができないことになっているが、8年は長すぎる。上流で続けて事業を実施されると、下流では長い間変更できない。もう少し短くできないかの要望に、国の事業で実施しているので、すぐ転用されても問題なので、理解してもらいたいとの回答でした。

広域隣保各府県別実施箇所数及び補助額

	府県市名	実施箇所数			補助額（千円）		
		平成年度					
		28	27	26	28	27	26
1	茨城県	7	7	9	3,183	3,183	3,183
2	埼玉県	3	3	3	1,848	2,010	2,076
3	新潟県	1	1	1	523	526	606
4	長野県	4	4	4	2,612	2,885	3,183
5	三重県	2	2	2	550	602	1,017
6	滋賀県	4	4	6	2,612	2,904	4,239
7	京都府	14	13	11	6,507	6,834	8,364
8	兵庫県	3	3	3	1,959	2,178	2,418
9	鳥取県	2	2	2	1,116	1,206	1,270
10	島根県	11	14	11	3,080	3,683	3,299
11	広島県	5	6	6	3,267	3,630	4,139
12	徳島県	1	1	1	653	726	806
13	香川県	1	1	－	653	726	－
14	愛媛県	9	9	9	5,878	6,518	7,130
15	福岡県	9	6	6	5,881	4,356	4,836
16	熊本県	2	2	2	1,124	1,250	1,292
17	大分県	4	4	7	2,610	2,904	3,224
18	福岡市	7	7	7	4,574	5,082	5,645
	合計	89	89	87	48,630	51,203	56,727

※交付決定決定実績

厚労省

自由な交流の場にふさわしい隣保館へ　管理徹底とエレベーター設置を

厚労省と交渉

中島純男副議長を責任者に行われた厚生労働省交渉では、職業安定局・労働基準局・児童家庭局・社会援護局・年金局等の担当課長らに多岐にわたる14項目の要求で回答を求めました。

派遣労働者の雇用継続と賃金引き上げ、過重労働の規制要求に、春闘で2%以上の賃上げ、平成27年度に過重労働特別監察官設置などの回答。

就職差別・人権侵害根絶の徹底要求には、経営団体と企業主に指導資料配布・指導の回答。「就職差別につながる恐れ」の件数は27年度1306件・面接時の不適切質問が8割。「選考採用委員」手帳の同和偏重資料の是正要求には今年度から「手帳廃止」の回答。

同和対策延長の隣保館経由の雇用保険適応日数上乗せ制度や保育師加配の即時廃止要求には「地域の実情をふまえて」と曖昧な回答。

ILO条約の「家内労働条約」の早期批准と家内労働法の改正、低工賃・長時間労働の解消と未払い工賃の立替払制度確立要求には「家内労働の工賃は給料ではないので該当しない」と回答。参加者から、改正を主張して条約を採択させながら批准しない無責任と家内労働法に反する回答への批判が出されました。

部落解放団体や人権協会等の事務所を抱え自由な交流の場にふさわしくない隣保館への補助の停止など公平中立な管理の徹底とともに、利用者の利便性を考慮してエレベーター設置の要求が具体的に提起されました。

介護保険報酬の引下げが介護事業所の倒産や人材枯渇を生んでおり、職員処遇改善加算金拡大と増額の対策等の行政支援要求等に対する明確な回答もありませんでした。

文科省

部落問題に関わる教科書記述の見直しを求める

文部科学省交渉は、吉村駿一副議長を代表に各県代表16人が参加、省側からは初等中等局児童生徒課など関係課が対応しました。

私学助成金の増額では平成29年度4304億を確保、学校施設の耐震化では、毎年補助単価の改定を行い、平成29年度も建築単価を引き上げたと回答。準要保護児童生徒の就学援助の国庫負担金の復活は極めて難しいと答えました。

給食費の無償化については全国で900万人の対象があり財源確保が難しいと回答。児童生徒加配教員は平成29年度は8790人を計上、引き続き定数の確保に努めたいとのべました。参加者からは義務教育は無償の原則、食育の観点から給食費の無償化をすすめるべきとの意見が出されました。深刻な事態にある青年の就職難に関わっては、若者の自死、ブラック企業の問題などが起きている、しかも労働法制を理解して経営している人は本当に少ない、高校生段階から働く者の権利を教育に取り入れるよう求めました。省は、厚労省でブラック企業の調査をやっている、政府あげて働き方改革に取り組んでいると答えるに留まりました。

同和問題に関わる教科書記述の問題では、今日では何のわだかまりもなく市民の交流がすすんでいる事実を踏まえること、「同和地区」「被差別部落」が現在も存在するかのような記述はやめてほしいなど5点にわたって教科書記述の問題を指摘し見直しを求めました。省は、「学習指導要領に基づいて教科書発行会社が発行している教科書発行会社の方で改善できたら」との答弁に終始。参加者からは、教科書を通じて事実と違うことが子どもに伝わっている実態がある、慰安婦問題の記述を見ても、教科書検定についての説明は実際とは違うのではないかとの批判が出されました。

三重県伊勢市から出された小学校の先生が地域の教育集会所に出かけて4年から6年の子どもたちに「あなたは部落民ですよ。だから今後部落差別を受けた時に負けないように勉強しましょう」という指導を行っているが、「これは差別と違うのか。学校がやったら許されるのか」と指摘。省側は「我々、実情を何も把握していないので軽率な発言はできない。ご要望は承っておきます」と答えました。こうした省側の対応に「そんな逃げ口上を文科省が言ってもいいのか、差別に該当しますと言えばよいだけ」との批判の声が出されました。

文科省と交渉

国交省

「住まいは人権」地域の実情に即した住環境改善を要求

国土交通省交渉は、中島純男副議長を責任者に各県代表14人が出席。省側は内田純夫住宅局住環境整備室長をはじめ省内各局担当幹部13人が対応しました。

最初に内田室長は、「自然災害が多発し、高齢化・少子化対策や、『空き家』も活用して有意義な住環境改善に取り組む」。中島副議長は「先の国会で『部落差別解消推進法』＝『部落差別』固定化法が強行されたが、国民の厳しい批判が反映して、『附帯決議』がつけられた。運用にあたって、特段の注意とともに、住んで良かった言える住環境の改善をお願いしたい」とそれぞれ挨拶しました。

まず、省は、住環境改善の全般について、「昭和40年～50年に建設の改良住宅は、狭小なものであり、質を向上させるために、29年度予算は2兆円を確保。地域の実情に即してやっていきたい」と述べました。

また、「若年や高齢者の単身世帯が急増、民間賃貸アパートなどに入居者に対して家賃補助や公営住宅入居にあたっての身元保証人制度の確立」要求に対して、「低所得者に対する適正家賃も慎重に検討している。身元保証人制度は設けていないが、地方自治体の制度で行うよう通知している」。「公営住宅の入居基準の見直し」については、「地方自治体が条例で対応している」と述べました。

改良住宅に関連して、家賃の応能応益負担は、「70％の到達」。エレベーターやバリアフリーに対して、「前進的な事例を紹介し、情報提供を行っていきたい」と述べました。

そして、改良住宅が100戸以上存在する場合は、「保育所や福祉施設の建設など、その地域が福祉の拠点となる施策を積極的にやっていく」と回答しました。

さらに「住宅新築資金貸付に伴う『償還推進助成事業』の、連帯保証人が死亡の場合は全額国庫負担」要求に対して、「国と地方自治体が行うのがふさわしい」。「住宅新築資金貸付事業に係る府県別償還率（平成27年度末）」の表を示し、事業実施市町村数583に対して、償還率91・71％であると回答しました。

また、一部自治体で「改良住宅の管理を運動団体に任せている、実態がある」（福岡）との指摘に対して「実際の事務は地方自治体がやっているが、当該市に実態を聞く」と回答。

福岡のJR柚須駅の改良工事に関して、「駅舎の建築やプラットホームがバリアフリー化され綺麗なホームに生まれ変わり、住民から大変喜ばれている。利用客が増え駐輪所の整備が遅れている」として、JR九州への指導を要請しました。

交渉は、「一定前進的な内容と、なお、課題もあり、住まいは人権の立場から、引き続き住環境整備をお願いしたい」と要請し終えました。

国交省と交渉

経産省

靴づくり収入激減　切実な実態を訴え

経済産業省との交渉は、橋本忠臣副議長を責任者に各県代表10人が参加。省側は吉村直泰財務課長など関係各課が対応しました。

交渉団は消費税率の引き下げ、同和高度化資金の返還状況や高額図書のえせ同和行為の一掃、皮革産業振興対策事業を大幅に増額すること、東日本大震災の復旧・復興、原発依存を改めることなど求めました。

省側は同和高度化資金債権回収については十分ではない、また、えせ同和行為は排除に努力すると回答しました。

群馬県連から、放射線量での危険性の指摘やトラック業界、中小企業でのブラック企業の下請けの現状で、仕事が少なくなり、運転手も年々減り続けていると指摘がありました。東京都連から、靴・履物産業の実態の報告がありました。靴づくりの収入は10万以上あったが、今は2万以下と切実な実態が出されました。

各県のさまざまな要求に対し、前向きな回答はありませんでした。

福島の復興について省は、さらなる事業支援を続けていくと回答。消費税の10％への引き上げについては、低所得層の社会保障充実策をとるとして4月の増税を否定しませんでした。

経産省と交渉

平成25～27年度　家庭支援推進保育事業

都道府県	実施か所数 平成年度 27	26	25
北海道	0	1	1
栃木県	4	4	5
埼玉県	6	6	6
岐阜県	1	1	1
愛知県	2	2	2
三重県	16	14	15
滋賀県	16	16	16
京都府	18	20	22
大阪府	20	22	23
兵庫県	3	4	8
奈良県	34	35	35
和歌山県	3	3	4
鳥取県	12	12	12
島根県	1	1	1
広島県	7	7	7
徳島県	16	16	18
香川県	1	1	1
高知県	17	21	20
福岡県	46	16	46
佐賀県	1	1	1
熊本県	4	4	4
大分県	0	2	2
宮崎県	1	1	1
小計①	229	240	251

指定都市中核市	実施か所数 平成年度 27	26	25
横浜市	4	3	3
名古屋市	6	7	7
京都市	14	14	12
大阪市	36	36	36
堺市	4	4	4
神戸市	4	4	4
岡山市	12	14	11
広島市	5	4	4
北九州市	17	17	17
福岡市	10	10	11
豊中市	9	8	8
高槻市	2	2	2
東大阪市	8	8	8
姫路市	4	5	5
尼崎市	6	5	6
奈良市	10	10	7
和歌山市	6	6	6
福山市	0	11	11
高松市	1	1	1
高知市	6	8	6
久留米市	1	1	1
大分市	1	1	1
小計②	166	179	171
合計（①+②）	395	419	422

※実施か所数は、各年度国庫補助事業の交付決定ベース

援護措置（雇用保険上乗せ）支給実績

労働局	支給者数 平成年度 27	26	25
茨　城	3	3	3
福　井	3	1	2
長　野	4	4	8
三　重	16	27	25
滋　賀	77	73	95
京　都	58	59	68
大　阪	25	9	5
兵　庫	18	33	34
奈　良	8	13	22
和歌山	1	1	1
島　根	3	6	3
広　島	16	21	28
山　口	－	－	4
徳　島	31	36	79
香　川	8	7	15
愛　媛	13	20	25
高　知	111	163	173
福　岡	267	312	326
佐　賀	2	3	4
熊　本	20	21	19
大　分	13	13	13
鹿児島	13	15	18
合　計	710	846	970

人権と部落（同和）問題セミナー

要旨

来賓あいさつ

「法案に道理ない」国会論戦で明らかに

日本共産党参院議員　仁比　聡平

セミナーの来賓あいさつで日本共産党の仁比聡平参議院議員は、参議院法務委員会での論戦をふりかえって次のように語りました。

昨年5月から「部落差別解消推進法案」反対のたたかいで人権連と共闘してきた。同法は12月16日施行になったが、国会でのたたかいで「逆流」は思うように行かなかった。自公民の多数の議員から「共産党のいう通り、考えさせられた」「堂々と反対は凄い、法案に道理がない」との声を聞いた。しかし法ができたことで部落問題解決にとって新たな障壁をつくりだした。

差別解消推進法は自民の二階幹事長と「解同」による、選挙絡みと同和利権要求の合作だ。

自民は「共産の主張は一理も二理もある」といい、維新も「共産の主張には個人的には理解できるが…」と、民進は「いろいろな動きがあって自民に追随」と泣きごとをいうが、本音は「同和タブー、解同タブー」に縛られノーと言えなかった。

共産党は「断固廃案にせよ、道理ある論戦こそ野党共闘のルール」と、終始一貫主張した。参議院の質疑で「解同」の部落排外主義理論の孤立化を浮き彫りにした。12月6日の参考人質疑では人権連の新井さんが「社会問題としての部落問題は基本的に解決した」との説明と、「部落問題が希薄化しているが差別はなお酷（ひど）い」という「解同」書記長の説明との対比で、その違いは歴然としていた。だから法案提案者は①糾弾は認めない②実態調査は旧同和地区・住民は考えていないと釈明せざるをえなかった。86年の地対協の意見具申、全解連の国民融合の4つの指標と参議院の附帯決議は同義のもの。「解同」の思うようにならなかったことが明白になった。

今年は差別永久化法を撤廃させ、格差と貧困を抜本的に改善、地域から憲法を活かす社会をつくりあげましょう。

各地報告

参議院での附帯決議を厳格に遵守させ、「民間運動団体の行き過ぎた言動等」を許さない

民権連委員長　谷口　正暁

差別解消推進法の附帯決議を大阪に照らしてみると「部落差別の解消を阻害していた要因に対する対策を講じること」はずばり大阪に当てはまる。「国民の協力義務、責務などが明記されていない」のは長年にわたる私たちの運動の成果と弁護士さんから意見をいただいた。

「解同」が自治体に教育・啓発、意識調査、実態調査、部落差別規制条例の制定を求めるなど、同法を利用した策動をすでにはじめているが、大阪では生活実態としてすでに「部落」も「部落問題」も存在しない。「解同」の策動を許さず、法廃止に向けたたかいとして、国の動向をにらみながら4月に民権連、行政、議員、マスコミ、労組、民主団体など幅広く呼びかけて学習交流会を計画、今準備を進めている。すでに1月末に3月議会に向けての政策、方針を策定し、各議員に通達を送付、大阪民主新聞に記事掲載の相談もあった。国民融合を国民のものにするために「社会問題」は教えない」ことを世論にする。

◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇

兵庫県連事務局長　前田　武

「部落差別固定化法案」の廃案を求める兵庫連絡会を結成、新井事務局長に来てもらって学習会を開いた。機関紙兵庫版で反対の紙上キャンペーンを行い労組・民主団体の代表、学者、弁護士さんたち121名が賛同者に名前を連ねてくれた。また、署名、衆参両法務委員への要請を重点的に取り組んだ。

神戸でシンポジュウム、西播・但馬で学習会、東播では「固定化法」反対連絡会を結成、要望書を多数の民主団体などに郵送した。

兵庫の「解同」県連は同法には事業や予算確保の規定がないとして法の具体化のために条例制定を地方自治体にもとめ、「確認・糾弾」闘争を継続する方針を掲げている。

人権連兵庫県連のこれからのたたかいとして、八鹿高校事件など「解同」の過去の「確認・糾弾」、利権あさりの実態を検証・宣伝していく。地方自治体段階での「条例制定」に反対するたたかいを準備し、固定化法廃止の要望書づくり、自治体段階での「要請」や「懇談」を積極的にすすめる。

◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇

福岡県連事務局長　植山　光朗

福岡では部落差別解消推進法案を「同和ゾンビ法案」と位置づけ昨年5月から部落問題解決の逆流を許さないとして市民学習を重視してきた。8月には県下の地方議員学習会で法案の問題点を訴え、9月には北九州の人権問題公開講座と大分県宇佐市で、「なぜいまごろ部落差別解消推進法案なのか？　自民党の政治的背景を検証する」との学習会を開催。北九の講座には仁比聡平参議院議員も参加、国会報告をしてもらった。11月の福岡県人権問題研究集会の分科会でも同法案の問題点を論議した。

衆議院法務委員の藤野保文議員と仁比議員らと福岡県の同和行政の負の実態を県や筑紫4市1町の関係議員らと懇談し、実態を検証。衆参法務委員会の論戦に役立てた。特に参議院法務委での仁比議員の反対質疑に福岡、大分での具体的な事例が法案提案者追及に効果的だった。

法成立後、法撤廃を福岡県へ文書で要請、今年年頭には県下60の地方自治体に要請文書を送付、宗像・福津両市と北九州市と懇談し、法撤廃の国への要請を強く求めた。

神戸市にブレはなし

神戸人権交流協議会が「部落差別解消法」で市と懇談

神戸市と「部落差別解消法」で懇談する人権連＝1月25日、神戸市

新法制定も方針に変わりなし

1月25日、人権連神戸人権交流協議会は、法律の制定した後、早速神戸市との懇談をおこないました。

懇談の席上神戸市は、八鹿高校事件直後の定例議会で宮崎辰雄市長（当時）が表明した「同和4原則」について説明し、①公正・民主・公開の同和行政を支えた行政の主体性を堅持する。②同和対策の終結を明確にした「平成14年度以降の同和行政のありかた」を堅持する。③「旧同和地区」の改善と自立促進は一般対策を充実して行うと、新法ができても従来の基本方針に変わりがないことを明言しました。

「部落差別解消法」が成立しても、神戸市にブレはありません。